

令和4年度第4回南相馬市小高区地域協議会 会議録

- 1 日 時：令和4年7月21日（木）
午前10時00分～午後12時15分
2 場 所：浮舟文化会館 多目的室

【出席委員名 12名】

会 長	林 勝典	委 員	渡邊 静子
副会長	阿部 貞康	委 員	堀内 洋伯
委 員	末永 義人	委 員	飯塚 宏
委 員	小林 友子	委 員	杉 重典
委 員	半谷 善弘	委 員	半谷 恵美子
委 員	西山 喜代子	委 員	志賀 由紀夫

【欠席委員 3名】

委 員	本田 博信	委 員	末 芳治
委 員	小牛田 一男		

●南相馬市職員

小高区役所長	上野 勝
小高区地域振興課長	佐藤 克巳
小高区市民総合サービス課長	高野 真至
小高区地域振興課おだかぐらし担当課長	志賀 和浩
小高区地域振興課自治振興担当係長	烏中 いずみ
小高区地域振興課副主査	大場 優
公有財産管理課長	大井 真澄
公有財産管理課新庁舎建設推進係長	山田 涼
鹿島区地域振興課長	星 憲

1. 開 会

○事務局

只今より令和4年度第4回小高区地域協議会を開催いたします。本日の会議の成立要件につきまして、事務局より報告を申し上げます。

本日の欠席委員は、本田 博信委員、小牛田 一男委員、末 芳治委員です。地域協議会委員15名中、12名の出席ということで、過半数を超えております。協議書10(2)により、本日の会議は成立しております。初めに、林会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

小高区地域協議会 林会長よりあいさつ

3. 委嘱状交付

令和4年6月1日付委嘱 半谷 善弘委員へ委嘱状の交付

4. 議 事

○事務局

議事の進行については、規定により、会長が会議の議長となります。林会長、よろしくお願いいたします。

(1) 議事録署名人の指名

○林会長

それでは、次第により議事を進めてまいります。

はじめに、会議録署名人の指名ですが、会議録署名人は、西山 喜代子委員、渡邊 静子委員の2名にお願いします。

(2) 諮問事項

諮問事項

南相馬市新庁舎建設基本計画を定める件

公有財産管理課 資料1により説明

○林会長

それでは、只今の説明について意見・質問があれば、お願いいたします。

○志賀委員

資料1-4の60ページの「事業計画」の中の建設費について、パブコメ等の意見でも「100億円くらいかかるのではないか」とか「あと2～3割

アップするのでは」とあった。その答えとして、基金の積立を増額しながら対応するとか、国・県の補助制度を利用するといった。71億円というのはいつ時点の建設費なのか、というのが1つ。現在も地価は上がっているし、国も2%程度の物価上昇率を目指している。人件費も上がる傾向にある。そうすると、3年後の計画と考えると、71億円で済むのかな、という疑問はある。今後、そういった状況の変化の可能性はありますので、積算の見直しに対してどう考えているのか教えて欲しい。仮に2割上がったとすると85億円、3割上がると92億円。基金の積立増額で耐えられるのか、という気持ちがある。その辺の考えをお伺いいたします。

併せて、返済の方について。合併特例債についても、地方債ですので返済していかななくてはならない。金利0.8%/年と公に記載するのであれば、合併特例債の金利は国債の金利によって変わっていくものですので、3年度の返済が始まる頃にどうなるのか気になります。建設費と合わせて、こちらの金利についても十分に精査していただきたいと思います。こちらに記載するのであれば、「いつ算定した」という日付を書くか、「今後、積算し直す」と書くか、もしくは返済については記載しない、というのものもあるのかな、と思います。他市町村の新庁舎建設についてネットで調べてみたが、書いてある事例は見つけれませんでした。

○公有財産管理課 新庁舎建設推進係長

まず、71億円の建設費用について、今後の物価上昇をどの様に反映していくのか、ということについてです。71億円と算定をした根拠についてですが、こちらについては近隣の庁舎建設費用を参考とした事例がございましたので、この部分から算出したものに、平方メートル当たり56万円の余裕を持たせた数字として、算出をした経過がございます。現時点で、若干の費用上昇分は想定はしているのですが、今後の物価上昇等の部分は考えなくてはならないため、こちらについては志賀委員からのお話にあった通り、ひとつは基金の積み増し、また事業費の圧縮については、常に念頭に置いて検討しながら建設することに努めてまいるところであります。

また、返済についてのご意見でございます。金利については変化する部分でありますので、資料に記載させていただいた金利の起算時点としましては直近の数値としております。ですので、志賀委員のご意見にあった通り、今後の変更分というものが考えられてくる部分であります。こちらについては当初計画には入っていなかった部分であり、他自治体の庁舎建設計画でもほぼ載せているところはなかったと思います。こちらを記載した経過としましては、市民説明会の中で「新庁舎建設にあたり、返済について記載がないのは、支払いの見通しが立っていないように見えるため、記載すべきではないか」というご意見があった為です。そのご意見に対応する

形で、あくまで想定でしか記載することができない部分ではありますが、現時点で考える数字を記載したところであります。なお、算定期等のご意見については、表現について削る部分も参考にさせていただきながら、検討させていただければと思います。

○志賀委員

合併特例債の直近の返済の金利ですが、7月1日時点でネット上では0.9%でした。毎月毎月刻々と変わりますので、その辺の表現はうまく使ったほうがいいかと思います。

○半谷（善）委員

駐車場について、台数を確保するのは大前提だと思いますが、ゆめはっとの駐車場を利用していつも思うのは幅が狭いということ。軽自動車は十分だと思うが、今の自動車は大型化していて幅が広がってきている。高齢者はなかなか駐車ができない、駐車できてもドアが開けられないという状況がある。そういったことを今後考えていけば、1台当たりの有効スペースを大きくとるとか、当然スペースを大きくとれば駐車台数は減るという問題はあるが、ドア同士が当たったり、という軽微な事故も見えますので、その辺についてのお考え等ありますか。

○公有財産管理課 新庁舎建設推進係長

ただいまご意見にありました駐車スペースについて、でございます。駐車場の台数算定にあたりましては、現在の庁舎前の駐車スペースの規格を使いながら算定した数値となっております。ですので、今後、利用者の目線に立ったゆとりのある使いやすい駐車場は検討されるべき部分になりますので、設計に反映させていきたいと思っております。それらを見込んでも、駐車場に余裕のある敷地であると考えております。

○林会長

私からも質問です。今回、パブリックコメント・地域協議会から出た質問がいろいろあるのですが、色がついている質問75件中「対応します」・「考えなおします」というような回答は4件しかない。それ以外はすべて「原案通り」になっている。これは「計画の修正はしません」と言っているようなものですよね。この回答を見ると、そのようにしか考えられない。誰も新庁舎を立てることについては、反対意見はないと思う。ただ、私から言わせてもらえば、ここにある回答の中で「中心地でなければならない」とか「市街地を活性化する」という文言がたくさん出てくるが、本当にあの場所が中心地なのか疑問がある。確かに近くに復興住宅などはあるが、それ以外の、消

防署・警察署・総合病院等の施設はそこにはない。それで中心地というのか。今の建設予定地に作って、市街地の活性化は可能なのか。何十年と「市街地活性化をやりましょう」と言っているが、いまだに活性出来ていない。それどころかどんどん悪くなっている。そういう状況の中で「市街地活性化のためには、この場所でなければだめだ」と言っているのが理解できない。建設してから「失敗した」では済まない。反対ではないが、75件の意見・質問が出て、それに対して、説明はいろいろあるにしても、「原案通り」というのは「直しません」と言っているようなもの。

○公有財産管理課長

「原案通り」となっているのは、機能等のご意見もあり、「こういう風にして欲しい」という意見もあるため、そういったものについては「設計の中で対応させていただきます」というところで、「原案の通り進めさせていただきます」という文言の整理となっております。中心地のお話についても、資料1-4の32ページの評価指標重ね図ということで、南相馬市全体の居住人口の中心がどこなのか、という図を作成しております。また、新庁舎の建設におきましても、市の全体的な位置づけの中で、立地も検討すべきではないかということで、お話をさせていただいております。資料1-4の24ページの「建設場所の基本的な考え方」ということで、4点ほど掲げております。市民検討委員会18名でご検討いただいたところで、こちらの考え方についても様々なご意見があったところです。その中で、視察研修を除く11回の会議のうち、7回において建設場所の議論を重ねながらやってきた経過があります。委員だけの意見ではなく、委員が所属する団体にも新庁舎の建設場所についてご意見を聞きながら、最終的に建設場所の基本的な考え方が整理され、なおかつ立地の評価についても様々な議論を重ねた結果、ゆめはっこの駐車場に決まったという経過がございます。

○林会長

小高区行政区長連合会からも検討委員会のメンバーを選出しているが、会議の場で意見を出しても聞いてもらえないという話を聞いている。そういう意見は少数意見なのかもしれないが、検討委員会の会議の内容や経過の報告は今まであったのか。

○公有財産管理課長

南相馬市のホームページで公開している。

○林会長

ホームページ上の公開では親切ではない。それでは高齢者は見ようがない。そういうことでは愚の骨頂だと言っている。限られた人しか経過を見ることができないのであれば、それは報告したことにはならない。

ちなみに、公有財産管理課で言っているコンパクトシティというのは、どういうものを考えているのか。

○公有財産管理課長

上位計画においても「コンパクトなまちづくり」ということを方針の中で謳っています。その中で公共施設については、1ヶ所に集約することで、さまざまな手続きができる仕組みを作りましょう、ということを書いているものであります。そういったことで、コンパクトシティというのは、公共施設を集約することでいろいろな業務がその場所でできて、機能が高まるという意味でとらえております。

○林会長

この資料の中の文章を読むと、今後人口は減っていくのだから、そんなに準備しなくてもいいという考えが見えてくる。将来的に日本の人口が減っていくという傾向はあるのかもしれないが、行政としては人口を横ばいにするための施策も考えるべきだと思うが、どうだろうか。

○公有財産管理課長

今後、人口が減少することが想定される中で、人口を横ばいにしていく、特に小高区においてはどうやって増やしていくかというのが課題だと思っています。地域振興課の中にも、それに関連した部署を設置しながらまちづくりをして、多くの市民の方が、南相馬市に戻ってくるため施策を考えております。今後も区役所と連携しながら、市民の皆様が使いやすい施設を建設していきたいということで、皆様にはご提案をしております。

○林会長

色々なご意見はあると思いますが、諮問を受けていますし、答申もしなければなりません。原案通りの計画でよろしいか、皆さんへ意見を求めたいと思います。

○志賀委員

前職の関係で、様々な自治体を見てきた視点で言いますと、「市街地の活性化」という言葉は、新庁舎を建てる計画にはよく出てくる言葉だと思う。

「俺たちが中心だ」というイメージを持っていて、「どうしてもここに作ら

なければならない」という思いが、「中心市街地」という言葉になって表現される。「新しい発想で新しいまちを作りましょう」と、別な場所に庁舎を作ると、そこに新しく町ができてくる。とらわれのないところでないと、新しい発想は生まれないのではないかと感じた。ハードの部分だけではなく、ソフトの部分についても既成のものに固執した考えでなく、新しい発想が必要ではないかと、私は感じた。

○堀内委員

基本計画を見る限り、場所も含めてすべて決まっているように見える。元の場所にこだわる必要はないと思っているし、高齢化社会ということも考えると、警察署・消防署などが集まっているところに場所を選定すべき。わざわざ狭いところに立てるのではなく、広いところに持って行って、市民がアクセスしやすい場所に建てる。この計画にこだわることなく、随時見直ししていくべきだと、私は思います。

○小林委員

以前に、新庁舎建設のための土地の選定の会議に出席させていただきました。確かその時に、高見公園の近く、牛越の仮設住宅があったところ、ゆめはっとのところなど、4カ所くらい候補地があったと思います。その会議の場では、用地の取得にお金がかからない場所がいいという話になり、ゆめはっとのところが最適ではないかという意見が出たと思います。ゆめはっとのところに庁舎を建てて、現在の庁舎があるところを、ゆめはっどと新庁舎の駐車場にしたらどうかという意見が出ていた、という経過があって、こういう計画が出ているのではないかと思います。だから、利便性とかも考えたときに、あれだけの場所を確保できる土地はなかなかないので、今のゆめはっど駐車場と庁舎をチェンジするのが、一番いいという結果になったのではないかと思います。

○林会長

確かにそういう意見はあると思う。土地だけを求めるのであれば、農地を取得するのが一番安い。街中の土地を買うのであれば、郊外の農地を買ったほうがはるかに安い。10倍くらい土地が買える。いろいろな経過があってこの場所に作るということは原案としては変わらないということではあるが、答申を出すにあたり、すんなり原案通りということではなく、小高区の地域協議会として意見を付したいと考えている。

○半谷（恵）委員

建設地を決めるのはいろいろな意見もありますし、計画もあるので大変だと思いますし、経過もいろいろあるのだと思います。説明の中で、「建設予定地が南相馬市の中心地である」という話がありましたが、それについて納得感がないと感じました。財政を気にしている方もいらっしゃいますし、そこは隠さずに、市有地を使う方がいいということも、説明していいと思います。「コンパクトシティ」とか「市街地の活性化」とかも大切なことだと思います。ただ、どういう街を想定してその場所を選定しているのかが、紐づかないので納得感がない。そこにもう少し周りの状況とか、少し先の未来の付随する計画を説明に加えるだけで、納得感が出てくると思います。それが考えられてないのに、「コンパクトシティ」とか「中心市街地」とか言っているように感じるので、そういうものがあるのであれば教えていただきたいと思いますし、ないのであればここを軸にそういうお話をさせていただければと思います。

○志賀委員

県の合同庁舎と市役所は離れた場所にあった方がいいと思っている。災害等で、どちらかが使えなくなった場合、バックアップ機能を持つこともできると思うので、そういう発想も必要かと思っております。

○公有財産管理課長

半谷委員のご意見にありました土地の選定については、小林委員のお話にもあった通り、お金の問題を考えなければならない、ということはありません。郊外は土地が安いということはありませんが、膨大な土地の造成費用がかかります。そういった費用対効果も検討しながら、選定にあたっては費用が掛からない新庁舎建設という視点において、建設場所の選定を検討委員会の中で議論してきたところでもあります。現在市有地としてあるところで、今現在より多く駐車場を確保できる場所ということで、現在の3倍の駐車場を確保できるというメリットも踏まえ、計画の場所に決まったという経過もあります。

○杉委員

復興特例債の金利が年0.8%となっているが、これが増えた場合の最大の予算を組んでおかないといけないのではないかと。ある程度、将来的に最大これくらいかかるというのも提示してほしい。あとから増加した金額を公表するのであれば、増額した金額についても検討しておいてほしい。併せて、別な話ではありますが、公設市場の方も30億円くらいの予算がかかる。そ

ちらも併せて検討が必要だと思います。作ること自体はしようがないと思いますので。

○飯塚委員

パブリックコメントの回答として「具体的には、今後検討して参ります」・「設計で検討します」という回答については、今後検討していくのであれば、表に中間の色を付けておいてもいいのではないのでしょうか。黄色で塗られているもの以外は「すべてやらない」ように見えてしまう。色がついていれば、「今後検討されるのだな」とわかるようになるので。

○林会長

庁舎の設計自体は決まっていないので、機能についてはいくらかでもこれから検討できるので、それらはそういうことでいいと思う。ただ、計画に対して建設予定地が今の場所でいいのか。小高区としては、それについてどういう要望を出すか。答申を返すか。せつかく新しいものを作るのに、駐車場の問題くらいで、意見が出るような建設予定地ではダメ。もっとゆとりがあって、住民がそこに集ってくるような場所でないといけないのではないですか。心にゆとりがあれば、窓口で騒ぐような人も出てこない。せつかく作るのだから、空間にゆとりを持たせて作ってほしい。

○半谷（恵）委員

そういう意味では、将来高齢化が進み、車に乗れなくなることを考えたときに、駅からは遠いし、歩いて行ける場所でもないという中途半端な場所だと思う。市役所という機能なので、どこにあるのがいいのか、何とも言えないところではあるが、車中心の生活・社会が続くのであれば、狭いところに作らなくてもいいのではないかと思う。

○林会長

高齢者や全ての人々の人権に配慮した考え方に基づいて考えると、役所の窓口業務が駅舎の中でできるとか、駅の近くに分室があれば、利便性が上がる。今はマイナンバーカードがあれば、どこでも書類発行できる。最近是人権問題でも、国から色々話が来ているので、そういったことも考えなくてはならない。

○阿部副会長

質問事項の回答について、気になるものは1つあります。No. 64の質問の回答として、鹿島区役所の建て替えについても検討するとある。これは新庁舎の建設に関係はあるのでしょうか。そうであれば、地域自治区制度

をどうしていくのか。区役所の機能を、今後どうしていくのか。本庁に機能を集中していくわけですから、それらを考えた上で、区役所の整備になるわけでしょう。ここにこの回答は必要なのでしょう。今回の新庁舎建設計画については、私としては資料にあるように、市民委員会で決まったことなのでしょうから、基本的には考え方は一致しています。ですが、第11回と第12回の間がこんなに空いてしまったのは、どうしてでしょうか。第11回目の市長報告をする時点で、建設場所はここで決定となっていたのではないのでしょうか。

先ほど「中心市街地の活性化」とか「コンパクトシティの構築」とか、話はありませんが、機能さえしっかりしていれば、庁舎なんてどこでもいいんですよ。新庁舎建設計画については、公有財産管理課だけでなく南相馬市全体のまちづくりに関する事業や、公共交通に関する事業とか、それらに携わる部署の計画も併せて必要だが、それが無い。あそこに新庁舎を建てることへの納得性を周りから作っていくようにしなければならないのです。基本計画を出してそれで終わりということではなく、市民から出てきたいろいろな意見に対して、「なるほどそうだったよね」となるように、広く公表していった方がいい。新庁舎建設の進捗状況の報告について、ホームページに掲載しただけではダメだと思います。

○林会長

それ以外の質問・意見はございませんか。

○林会長

それでは、これより答申のまとめに入りたいと思います。小高区地域協議会としましては、この場所に建設するということについては、計画上、決まっているようですので、それ以外に、ゆとりのある空間づくりや色々な人の人権に配慮するということ、また新庁舎建設に関する情報については、適宜報告をするということ、意見として付したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員より「異議なし」の声あり

○林会長

それでは、原案について、妥当と判断しますが、「市民にとってゆとりある空間を確保すること」及び「今後の進捗状況を適宜報告すること」を意見として付します。

答申書の読み上げ

○林会長

よろしく願いいたします。以上で、諮問事項①「南相馬市新庁舎建設基本計画を定める件」を終了いたします。

(3) 報告事項

南相馬市高速道路通行料金助成事業の延長について

鹿島区地域振興課 資料2により説明

○林会長

それでは、只今の説明について質問があれば、お願いいたします。

○林会長

10億3000万円の基金を準備して、高速道路の助成事業で基金を使い切らなかつたからと言って、サイクリングロードやトレーニング施設を作った。本来であれば、この基金の目的とは違う使い方である。一度基金を一般財源に戻してから、基金を作り直すべきだったのではないのでしょうか。来年度以降、高速道路の助成を延長する場合、これらの施設を作った為に、基金が足りなくなったら、厳しい話になるのではないのでしょうか。本来、用途外の使用はダメなはずです。協議会で「使ってもいい」となったから、使っているのですが、こういう場合は基金の使い方については、反対はしないので、きちんと手続の順序を踏んで行くべきだと思う。

○鹿島区地域振興課長

初めにこの事業についてご報告をさせていただいたときに、高速道路の助成以外の部分についても「鹿島区のための事業を実施する」という話も入っておりました。会長がおっしゃるように、基金を積みなおすということも、1つの手だったのではないかと思いますが、当初からこの基金の中で、高速道路の助成を行い、残った基金については鹿島区を対象に行われる事業に使うということで、ご説明をさせていただいておりました。今後につきましては、残高がなくなってきておりますが、積み増しは行わず、この金額の中で一体感醸成事業を行っていく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○阿部副会長

「一体化復興促進基金事業推移一覧」の表の一番下に記載されている、『市民提案型一体感醸成事業認定委員会』というのは何ですか。

○鹿島区地域振興課長

こちらについては、「市民提案型一体感醸成事業補助金」を受ける団体を
選定するために作った委員会です。

○阿部副会長

補助金事業はこれまでにあったのですか。

○鹿島区地域振興課長

令和元年度から令和4年度までありました。令和元年度から、補助金を受
ける団体を定める為に行った会議分と令和4年度末までに実施する会議の、
委員の報酬として、こちらの表に項目を作って記載しております。

○阿部副会長

こちらの委員になっているのは鹿島区の人だけですか。

○鹿島区地域振興課長

そうです。一体感醸成事業をまとめたときの市民一体化復興促進事業市民
検討会委員の中から4人選出してしております。市の職員も入れて7人で構成さ
れています。

○林会長

それ以外に、質問はありますでしょうか。

○林会長

他に質問が無いようですので、報告事項①「南相馬市高速道路通行料金助
成事業の延長について」を終了いたします。

5. その他

(1) 令和4年度小高区地域協議会 先進地視察研修について

○林会長

次に、その他として、「令和4年度小高区地域協議会 先進地視察研修
について」でございます。事務局より説明をお願いします。

小高区地域振興課（事務局）より説明

○林会長

このところ新型コロナウイルスの感染者数も増えていますので、オンラ
インでの開催でよろしいでしょうか。

オンライン開催に決定

○事務局

それでは、次回8月の地域協議会でオンライン視察の研修先・内容について、ご提案をさせていただきます。よろしくお願いたします。

(2) 次回会議開催について

○林会長

次に、その他(2)「次回会議開催について」を議題といたします。事務局よりお願いします。

○事務局

次回の地域協議会ですが、令和4年8月19日(金)午後2時から開催を予定しています。詳細が決まりましたら、事務局より通知にてご連絡いたします。

(3) その他

○小林委員

小高区の片草に土地を求めたのですが、先日、ソーラーパネルを立てたいので貸してほしいという相談があった。うちは断ったのだが、あそこは水源地なので、除草剤などがまかれてしまうと問題がある。なので、市の方でもそれを止める手立てはできないでしょうか。

○上野所長

そこは農地でしょうか。

○小林委員

農地です。

○林会長

隣接者がOKを出していても、行政区長が許可を出さなければ、そこにはソーラーパネルを立てることはできない。農地については、ソーラーパネルを作ってしまうと、土地の集約等ができなくなるという問題がある。

○上野所長

ソーラーパネルの建設については、市でも県でも何の権限も持っていない。権限を持っているのは土地の所有者だけです。個人がその土地に「家を建てたいです」と言ったとき、周りがいくら反対しても、家を建てるこ

とを阻止することはできないのと同じです。ただ、農地であれば『農地転用』の手続きが必要になる。そこで農政課で、「農地のど真ん中にソーラーパネルを建ててはいけません」というガイドラインを作りました。『農政課で許可を出さなければ、農業委員会も県も許可を出さない』という流れができていますので、お持ちの土地がある程度まとまった農地であれば、ソーラーパネルの設置は不可能かと思いますが、ポツンと離れた農地だと、許可されてしまうかもしれません。

○林会長

いま、第一種農地にソーラーパネルを作らせるな、という話になっており農地転用ができなくなってくる可能性がある。第一種農地でも宅地と宅地の間に挟まれていると許可が出ることもある。ただ、業者も頭がよくなってきて、ソーラーパネルの下でさかきを作ったりして、許可を得たりしている。そういうやり方で許可しているのであれば、売上の計画と毎年の収益をきちんと報告させて、計画通りにやっているかまで踏み込まなくてはいけないのではないかと、言っているがなかなかそこまではいかない。

○小林委員

結局どこに相談するのがいいのでしょうか。景観上の理由でなんとかならないのでしょうか。

○林会長

小高の駅前についても、景観上の理由でやめさせようとしたが、結局個人の契約があるためできなかった。契約を破棄する場合、多額の賠償金をとられる。なので、市の方をお願いして、最終的には行政区長の許可を得なければならないという形にしてもらった。ところがそれでも許可を取りに来ない業者もいる。工事途中でやめさせることもできない。ひとまず何かあったら、片草行政区の区長さんに相談してみてください。

令和4年度第4回小高区地域協議会会議録

小高区地域協議会長 林 勝典

会議録署名人 西山 喜代子

会議録署名人 渡辺 静子